

先行許可制度の利用について

先行許可制度とは、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業等の許可申請時に、本県又は他の都道府県・政令市から交付された一定の条件を満たす許可証を提出した場合、添付書類の一部を省略することができる制度です。

【先行許可制度を活用できる手続】

- ・(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請 (新規・変更・更新)
- ・(特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請 (新規・変更・更新)

【先行許可証として使用できる許可証】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (以下「規則」という。) に規定する書類を全て添付して受けた (注)、次に掲げる許可に係る許可証

- ・(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可 (新規・変更・更新)
- ・(特別管理) 産業廃棄物処分業の許可 (新規・変更・更新)
- ・産業廃棄物処理施設の許可 (新規・変更)

(注) 規則に規定する書類を全て添付して許可を受けていれば、許可証の「規則第 X 条の Y 第 Z 項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載されています。

【先行許可証の有効期間】

先行許可証が使用できるのは、同許可証に記載されている許可の日から 5 年間です。また、役員等の変更があったときは新役員等の身分について確認を行う必要があるため、新役員等の住民票の写し等を添付する必要があります。なお、許可の更新の申請の場合にあっては、当該許可に係るものは先行許可証として用いることができませんのでご注意ください。

ウ 先行許可証の提出により省略することができる書類

省略できる書類	申請者	
	法人	個人
申請者 ・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	—	省略可
法定代理人 (法人の場合は役員を含む) ・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (これらの者が法人の場合は、登記事項証明書)	—	省略可
役員 ・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	省略可	—
株主等 (発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある場合) ・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (これらの者が法人の場合は、登記事項証明書)	省略可	—
政令使用人 (申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 10 に規定する使用人がいる場合) ・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	省略可	省略可

【その他留意事項】

申請時に先行許可証の原本を確認しますので、許可証の原本を受付窓口に参加してください。